

第四十六回 参議院 商工委員会 會議録 第三十三号

昭和三十九年六月九日(火曜日)

午前十時五十分開会

委員の異動

六月四日

辞任

高山 恒雄君

補欠選任

田畑 金光君

出席者は左のとおり。

委員長

前田 久吉君

理事

赤間 文三君

上原 正吉君

近藤 信一君

田畑 金光君

委員

川上 為治君

岸田 幸雄君

鈴木 亨弘君

豊田 雅孝君

吉武 恵市君

大矢 正君

鈴木 一弘君

國務大臣

福田 一君

通商産業大臣

竹下 登君

政府委員

通商産業次官

通商産業大臣官房長

通商産業大臣官房長

通商産業大臣官房長

通商産業大臣官房長

通商産業大臣官房長

通商産業大臣官房長

通商産業大臣官房長

通商産業大臣官房長

通商産業大臣官房長

通商産業大臣官房長

理事の補欠互選の件
参考人の出席要求に関する件
連合審査会に関する件
繊維工業設備等臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

委員長の(前田久吉君) 次、委員の異動について御報告いたします。
六月四日、高山恒雄君が辞任され、その補欠として田畑金光君が選任されました。
委員長の(前田久吉君) 次、理事の補欠互選についておはかりいたします。

委員長の(前田久吉君) 次、参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。
電気事業法審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。
委員長の(前田久吉君) 御異議ないものと認めます。

委員長の(前田久吉君) 次、繊維工業設備等臨時措置法案を議題といたします。
前回に引き続き、質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言を願います。
別々に御発言もなければ、案に対する質疑は結局したものとして御異議ございませんか。
委員長の(前田久吉君) 御異議ないものと認めます。

結解除を認めることによつて、スグ
ラップ・アンド・ビルドを行なおうと
する方法は、結局において資金力のあ
る大企業には比較的容易で、中小企業
が最も大きい影響を受けることは明ら
かでありませぬ。さらに、陸軍設備の政
府による買上げ措置の要望が業界に
強かつたにもかかわらず、本法案には
この措置は採用されておられません。本
法案の目ざす過剰精紡機の廃棄が促進
されるかどうかは、一にかかつて税
制、金融上の優遇措置がどの程度とら
れるかにかかつていふと云えるのであ
り、これらは多く行政措置にゆだねら
れております。したがつて、本法施行
にあたり、政府はこの点について特
段の配慮をされることを切に願いま
す。

また、特に本法実施にあたりまし
て、過剰設備凍結の共同行為につい
て、従業員の地位を不当に害すること
のないように、失業対策、最低賃金制
の確立、中高年齢層の再就職への促進
と助成措置等についても特段の留意を
払われるよう希望いたします。

なお、政府は、繊維工業設備等臨時
措置法案に対する附帯決議の趣旨に
のつとり、繊維製品の輸出増進と対日
差別待遇・輸入制限撤廃、金融、税制
上の優遇措置、労働者の地位向上と
最低賃金の確立等に、先ほど申し上げ
ましたように行政指導の完全を目ざ
し、さらに対米綿製品交渉、これに引
き続いて欧米を中心として見られます
る毛製品輸入制限への動きなどを的確
に把握し、長年つちかかってまいりまし
た輝かしい日本繊維産業の確固たる地
位が確保できますよう、きめこまかな
繊維行政指導をされますように切に望

みまして、私の賛成討論を終わること
にいたします。

○委員長(前田久吉君) 他に御意見も
ないようでございますが、討論は終局
したものと認めて御異議ございません
か。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(前田久吉君) 御異議ないと
認めます。

それでは、これより採決に入りま
す。
繊維工業設備等臨時措置法案を問題
に供します。本案に賛成の方の挙手を
願います。

「賛成者挙手」
○委員長(前田久吉君) 全会一致と認
めます。よつて、本法案は全会一致を
もつて原案どおり可決すべきものと決
定いたしました。

次に、討論中に述べられました大矢
君提出の附帯決議案を議題にいたしま
す。
大矢君提出の附帯決議案に賛成の方
の挙手を願います。

「賛成者挙手」
○委員長(前田久吉君) 全会一致と認
めます。よつて大矢君提出の附帯決議
案は、全会一致をもつて本委員会の決
議とすることに決定いたしました。
ただいまの決議に対して、福田通商
産業大臣から発言を求められておりま
すので、この際これを許します。福田
通産大臣。

○国務大臣(福田一君) 今回の繊維工
業設備等臨時措置法案の御審議を進め
ていただきますにあたりましては、織
維業界が持つております病根を詳しく
指摘をしていただき、さらにまた開
放経済体制に向かつていかなる点に注

意をしなければならぬかというよう
な点について、各委員から非常に御懇
切な御意見の開陳をいただきました。
いまた、ここに五項目になるところ
の附帯決議を、決議していただいたわ
けでございます。

通産省といたしましては、この審議
の過程における皆さま方の御熱意と、
さらにはまた、この附帯決議の趣旨を
十分尊重いたしまして、今後行政運営
に誤りないよう努力をいたしたいと存
じます。

○委員長(前田久吉君) 次に、本院規
則第七十二条により議長に提出すべき
報告書の作成につきましては、これを
委員長に御一任願いたいと存じます
が、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(前田久吉君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたしました。
本日はこれをもつて散会といたしま
す。

午前十一時十三分散会

六月五日日本委員会に左の案件を付託
された。
一、公衆浴場業に対する特別融資等に
関する請願(第二七三九号)(第二七
六一号)

第二七三九号 昭和三十九年五月二
十七日受理
公衆浴場業に対する特別融資等に関す
る請願

請願者 福井市春山町三三福井
県公衆浴場業環境衛生
同業組合理事長 中野
利三八

紹介議員 熊谷太三郎君
この請願の趣旨は、第一八四〇号と同
じである。

第二七六一号 昭和三十九年五月二
十八日受理

公衆浴場業に対する特別融資等に関す
る請願

請願者 埼玉県春日部市本町

六、二五〇 森本善一

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第一八四〇号と同
じである。

昭和三十九年六月十三日印刷

昭和三十九年六月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局